

横浜市産後母子ケア事業実施要綱

制定 平成 25 年 7 月 3 日ここ第 1726 号(局長決裁)
最近改正 令和 8 年 1 月 16 日こ地字第 3215 号 (局長決裁)

(目的)

第 1 条 横浜市産後母子ケア事業(以下「本事業」という。)は、産後の母子に対し保健指導等として心身のケアや育児のサポート等を行い、母子の愛着形成を促し、健やかな育児ができるよう支援することを目的に実施することとし、本要綱は、本事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の類型)

第 2 条 本事業は、次の各号に定める類型に基づき実施する。

- (1) ショートステイ
利用対象者を 2 日以上継続的に入所させる形態
- (2) デイケア
利用対象者を日帰りで施設利用させる形態
- (3) 訪問型
利用対象者の居宅を訪問する形態

(実施主体等)

第 3 条 本事業の実施主体は横浜市とする。ただし、前条の目的を達成するために本事業の運営を良好に実施できると認められる医療法(昭和 23 年法律 205 号)に定める助産所等に本事業を委託することができる。

2 事業の利用申請及び審査に係る事務については、原則、こども青少年局長が担うこととする。

3 区福祉保健センターは、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援のため、本事業の利用を契機とした個別支援の役割を担うものとする。

なお、本事業利用時の緊急対応におけるこども青少年局と区福祉保健センターの役割については、第 6 条に定める安全管理のマニュアルにおいて定めることとする。

また、区福祉保健センター長は、本事業を通じて収集した情報等については、こども青少年局と共に・連携しつつ、必要に応じて審査業務を担うことができるものとする。

(事業者の受託要件)

第 4 条 本事業を受ける者は、区福祉保健センター及び横浜市こども青少年局と連携・調整を行うことができる者とし、実施する類型に基づき、類型ごとの要件をすべて満たすものとする。

- (1) ショートステイ及びデイケアを実施する場合

ア 本事業に従事する助産師を常時 1 名以上配置できること。ショートス

テイ実施にあたっては、24時間体制で1名以上の助産師を配置すること。

午前9時から午後5時の間は常勤の助産師を常駐させること。

イ ショートステイを実施する場合は、前号アに加え、午後6時から翌8時まで助産師、保健師、看護師のいずれかを配置し、計2名以上配置すること。

ウ 主に母体ケア、乳児ケア、授乳方法、育児に関する相談・指導等を行う実施体制が確保できること。

エ 本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。

オ 利用者に対する食事の提供ができること。

カ 第6条に規定した事業内容を提供できること。

(2) 訪問型で実施する場合

第3条で定める助産所等に所属する助産師であって、一定以上の経験を有し、母に対し個別指導を行うことができること。

2 本事業を受託する者は、第6条第3項に基づき策定された安全管理マニュアルを確認し、自らの事業所内の安全対策に取り組むこと。

(利用対象者)

第5条 本事業の利用対象者は、市内に住民登録を有する者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める者とする。

(1) ショートステイ

出産後4か月未満の母子であって、心身の不調又は育児不安等がある者、その他支援が必要と認められる者とする。

(2) デイケア

出産後6か月未満の母子であって、本事業を必要とする者

(3) 訪問型

出産後1年未満の母子であって、本事業を必要とする者

2 前項の規定に関わらず、流産や死産に伴うケアが必要な場合は、利用対象者の利用を妨げない。ただし、この場合に実施される事業の類型は第2条第3号に定める類型に限るものとする。

3 第1項、第2項の規定にかかわらず、各区福祉保健センター長が必要と認める場合は、利用対象者とすることができます。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用対象者から除くものとする。

(1) 母子のいずれかが感染性疾患(麻しん、風しん、インフルエンザ等)に罹患している者

(2) 母子のいずれかに入院又は加療が必要である場合

(3) 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母

(事業内容)

第6条 本事業は前条に規定する母子に対し、第2項に掲げるケアのうち、個人のニーズに合わせて必要とするものについて、妊娠から出産までの切れ目

のない支援を行うサービスとして実施するものとする。

2 母体のケア及び乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次に掲げる内容とする。

- (1) 母への保健指導（身体的ケア）、栄養指導
- (2) 母への心理的ケア
- (3) 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
- (4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談
- (5) その他在宅での子育てに関する相談及び指導

3 本事業においては、第1条に定める本事業の目的を踏まえ、原則、母子同室にて行うものとする。なお、前項に定める事業内容の中で、一時的に児を預かる場面が想定されることを踏まえ、安全管理のマニュアルを別に定めるものとする。

（利用時間）

第7条 本事業の利用時間は、原則、次に定めるとおりとし、定める時間の範囲内で、利用者の希望に応じて、事業実施者と利用者で協議のうえ、決定することができる。なお、年末年始とは、12月29日から翌年の1月3日までとする。

(1) ショートステイ

原則、利用開始日の午前9時から利用最終日の午後5時までとする。

ただし、利用対象者が分娩した施設と同一施設で分娩により入院した産科医療機関を退院後から本事業を利用する場合はこの限りでない。

(2) デイケア

原則、午前9時から午後5時まで（日曜日・祝日・年末年始を除く）とする。

(3) 訪問型

原則、午前9時から午後5時の時間帯（土・日・祝日・年末年始除く）とし、1回あたり90分程度とする。

（利用回数）

第8条 本事業の利用回数は、次の各号に掲げる種類ごとに各号に定める回数を限度とする。

(1) ショートステイ

1回の分娩につき原則7日間を限度とする。ただし、多胎児の場合は、14日間を限度とする。

(2) デイケア

1回の分娩につき原則7日間を限度とする。

(3) 訪問型

1回の分娩につき原則3回を限度とする。なお、1日のうち、複数回利用することも可能とする。

(費用及び自己負担額)

第9条 本事業の費用は、横浜市が予算の範囲内で決定する。

- 2 利用者の自己負担額は、別表1に定める金額とし、利用者が直接、事業実施者に支払うものとする。なお、その他市長が必要と認める費用が発生した場合は、横浜市が予算の範囲内で負担するものとする。
- 3 利用者が生活保護法の規定による被保護世帯(以下「生活保護世帯」という。)又は当該年度(4月及び5月に利用する場合は前年度)の個人市民税が非課税の世帯(以下「市民税非課税世帯」という。)に該当する場合は、こども青少年局長又は区福祉保健センター長(以下「こども青少年局長等」という。)にその事実を届け出ることにより、自己負担額を免除できるものとする。
- 4 こども青少年局長等は、前項による届出の確認が困難な場合は住民基本台帳情報等の公簿により生活保護世帯又は市民税非課税世帯と確認できるときは、職権で自己負担額を免除することができる。

(自己負担額の減免)

第10条 こども青少年局長等は第9条に基づき算出された自己負担額の支払いが困難と認められるときは、自己負担額を減免することができる。

- 2 前項に規定する自己負担額の減免を希望する者は「特例による産後母子ケア事業利用料自己負担額減免申込書」(第3号様式)によりこども青少年局長等へ申し込むものとする。
- 3 こども青少年局長等は、減免の理由、家庭の状況等を明らかにするための客観的な判断資料として、その母子の属する世帯構成員について、次の各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付させるものとする。
 - (1) 給与証明書等収入を証明するもの
 - (2) 罹災証明書等罹災を証明するもの
 - (3) 診断書等健康状態を証明するもの
 - (4) その他申請理由を証明するもの

(利用の申請)

第11条 本事業の利用を希望する者(以下「利用申請者」という。)は、横浜市産後母子ケア事業利用申請書(第1号様式)を、こども青少年局長等に提出しなければならない。ただし、こども青少年局長等は、使用する様式について、第1号様式に規定する内容を網羅している場合は、第1号様式以外の様式による申請も、当該申請として認めることができる。

- 2 利用申請にあたっては、利用申請者に対し、利用に関する留意事項等を説明するとともに、利用対象要件に必要な情報を収集するものとする。

(利用の承認)

第12条 前条の規定に基づく申請があったときは、こども青少年局長等は、第5条に規定の利用対象者か否か適否を審査し、利用の承認又は不承認を決

定する。

- 2 こども青少年局長等は、承認の場合は、横浜市産後母子ケア事業利用承認通知書（第2号様式）により、不承認の場合は、横浜市産後母子ケア事業不承認通知書（第2号様式の2）により、利用申請者に対して通知する。ただし、こども青少年局長等は、第2号様式及び第2号様式の2に規定する内容を網羅している場合は、第2号様式又は第2号様式の2以外の様式により、承認又は不承認の通知ができるものとする。
- 3 事業実施者は、サービス開始前に利用者に連絡し、その利用に係る説明等を行なうものとする。

(電子情報処理組織による交付の申請及び利用の承認)

第13条 こども青少年局長等は、第11条に規定する申請について、電子情報処理組織（市が指定する電子申請システム、またはこれに準じる民間事業者が運用する電子申請プラットフォームを含む。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請については、第11条に規定する方法により行われたものとみなして、本要綱の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請は、当該申請を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 前項の場合において、こども青少年局長等は、第11条に掲げる書類について、当該書類の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出をもって当該書類の添付に代えさせることができる。
- 5 こども青少年局長等は、第12条に規定する利用の承認又は不承認について、電子情報処理組織（市が指定する電子申請システム、またはこれに準じる民間事業者が運用する電子申請プラットフォームを含む。以下同じ。）を使用して行わせることができる。
- 6 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請については、第12条に規定する方法により行われたものとみなして、本要綱の規定を適用する。
- 7 第5項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた承認又は不承認の通知は、当該通知を受ける利用申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該利用申請者に到達したものとみなす。

(利用の申込調整)

第14条 利用にあたっては、原則、利用者が事業実施者へ直接申込を行い、利用者及び事業実施者の協議により決定する。事業実施者は利用承認内容の

確認を行い、利用者に対して、その利用に係る必要な調整及びサービス内容の説明を行わなければならない。

- 2 前条の規定に基づき利用を承認された者(以下「利用者」という。)の状況により、第1項の規定にかかわらず、区福祉保健センターが利用調整を行うことができる。
- 3 第1項の協議又はオンラインシステムの活用等の代替手段を講じても利用日の決定をすることが難しい場合は、利用日の調整を行う窓口を設置することとする。なお、当該窓口は、委託することができるのこととする。

(利用の変更又は中止等)

第15条 利用者は、申込を行った利用日を変更又は利用を中止する場合、ショートステイ及びデイケアの場合は当該利用日の2日前の17時までに、訪問型の場合は当該利用日の前日17時までに、事業実施者に連絡しなければならない。

- 2 前項に定める期日までに連絡をせず変更又は中止した場合、前項に規定する期限を過ぎた分の利用回数は使用したものとみなす。
- 3 利用者が第1項に定める期限を過ぎて事業実施者に変更又は中止の連絡をした場合及び連絡をすることなく利用を中止した場合、利用者はキャンセル料として、別表1に定める額と同額を事業実施者へ支払わなければならぬ。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 分娩により入院した産科医療機関を退院し、続けて本事業を利用する場合で、医師の判断により、退院が延期になった場合
 - (2) 地震、水害、その他の災害など、利用者の責に帰すべきものではない事由により、連絡できなかつた又は利用できなかつた場合
- 4 前項各号に掲げる理由により、利用が変更又は中止となつた場合のキャンセル料は、横浜市が負担する。
- 5 第12条の規定に基づき承認された利用者は、利用対象者として申請し承認されたのち、第5条に定める要件を喪失した場合は、利用回数が残っていたとしても、その利用の権利は消失するものとする。

(委託料)

第16条 市長は、本事業に係る経費について、第9条に定める自己負担額を控除した額を、予算の範囲内において負担するものとする。

- 2 受託者は、市長と締結する委託契約書の仕様に基づき、委託料を請求する。
- 3 市長は、前項の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託契約に基づき支払いを行うものとする。
- 4 第15条第2項に基づき利用が中止された場合の、利用日分の委託料については、仕様書等の定めに基づき、予算の範囲内において負担するものとする。

(報告)

- 第 17 条 事業実施者は、利用者の個別の利用状況について報告書を作成し、ショートステイの場合は、利用最終日、デイケア及び訪問型の場合は、利用日から起算して 7 日以内に、こども青少年局長又は区福祉保健センター長へに報告するものとする。
- 2 事業実施者は、乳児等において、死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)、治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、本市が別で定める安全管理マニュアルに基づき、迅速に対応するとともに、速やかに報告するものとする。
- 3 事業実施者は、利用中の利用者の状況により継続的な支援が緊急に必要と判断した場合は、速やかにこども青少年局長又は区福祉保健センター長へ報告するものとする。

(身分証の携行等)

- 第 18 条 訪問型において、訪問する助産師は利用者に、横浜市又は事業実施者が発行する身分証明書を常に携行し、利用者の居宅の訪問時に提示するものとする。

(帳票類の整備等)

- 第 19 条 事業実施者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備することとし、帳票類の保存期間は 5 年間とする。
- 2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、事業実施者の責任において、裁断または溶解処理を確実に実施することとし、処理を行った場合は、その旨を書面でこども青少年局長に報告するものとする。

(帳票類の保管及び廃棄)

- 第 20 条 帳票類の保存は 5 年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盜難等の防止に十分留意するものとする。
- 2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。
- 3 前項の処理を行った場合は、その旨を書面でこども青少年局長に報告しなければならない

(事故及び損害の責任)

- 第 21 条 事業実施者は、業務により生じた事故及び損害については、横浜市に故意または重過失のない限り、事業実施者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- 2 事業実施者は、業務により生じた事故等について、速やかに、書面により、こども青少年局長又は区福祉保健センター長へ報告しなければならない。

(事業内容の改善)

第 22 条 こども青少年局長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 23 条 本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別に定める「個人情報取扱特記事項」及び個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、本事業を利用するうえで、利用者が遵守すべき必要な事項については、利用規定として周知する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	自己負担額		利用者都合により中止された場合の自己負担額 (市民税課税世帯のみ)	
	市民税課税世帯	市民税非課税世帯・ 生活保護世帯	利用日の2日前(訪問型の場合 は、前日)17時までに受託事業 者に連絡があった場合	利用日の2日前(訪問型の場合は、 前日)17時以降に受託事業者に連絡 があった場合、または連絡がなく利用 しなかった場合
訪問型	1,500円	0円	0円	1,500円
デイケア	2,400円	0円	0円	2,400円
ショートステイ	3,000円	0円	0円	3,000円